

令和7年度 第2回酒田市地域密着型サービスの運営に関する委員会 次第

日時：令和8年2月20日（金）10：00～

場所：酒田市役所3階 第1委員会室

1. 開 会

2. 協 議

(1) 地域密着型サービス事業者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・資料1

(2) 地域密着型サービス事業者の指定更新について・・・・・・・・・・・・資料2

(3) 介護予防支援事業者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・資料3

3. 報 告

(1) 令和8年度に指定更新が予定される地域密着型サービス事業所について・・・・資料4

4. その他

5. 閉 会

地域密着型サービス事業者の指定について

■事業所の概要

1 事業種別	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
2 申請者	酒田市豊原字大坪37番地 社会福祉法人本楯たちばな会 理事長 矢島 恭一
3 事業所名	認知症対応型グループホームほなみ
4 所在地	酒田市本楯字前田127番の2
5 指定予定日	令和8年4月1日（事業開始予定日：令和8年4月1日）
6 指定した場合の 指定有効期間満了日	令和14年3月31日
7 指定更新日	令和14年4月1日
8 定員等	9人
9 管理者	佐々木 達也
10 職員体制	介護従事者 9人（常勤9人（うち2人兼務）） 計画作成担当者 1人（常勤（介護従事者と兼務））
11 その他	医療法人宏友会で行う全事業を同一理事長である社会福祉法人本楯たちばな会へ事業譲渡

■指定に係る申請書及び提出（確認）書類

申請書及び提出書類	主な確認事項	適否
・ 指定申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者の名称、主たる事務所の所在地 ・ 代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ・ 指定を受けようとする事業所の種類 ・ 開始予定年月日 	○
<ul style="list-style-type: none"> ・ 付表 (事業所の概要をまとめたもの) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所の名称、所在地 ・ 管理者の氏名、生年月日、住所、兼務状況 ・ 協力医療機関の名称 ・ 人員に関する基準（従業員の職種・員数、利用定員） ・ 設備に関する基準 	○
・ 登記事項証明書等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人として登記されているか 	○
・ 事業所の平面図、設備等一覧表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居室、居間、食堂、台所、浴室 ・ 消火設備や非常災害に際した備えがあるか 	○
・ 管理者の経歴書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3年以上認知症高齢者の介護に従事した上で厚生労働大臣が定める研修を修了しているか (認知症対応型サービス事業管理者研修) 	○
・ 運営規程	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規定すべき事項が定められているか 	○
・ 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人員基準を満たしているか 	○
・ 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担当者と連絡先が明確にされているか ・ 対応手順が整理されているか 	○
・ 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との連携体制及び支援体制の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の状態に応じ連携を行う体制が整っているか 	○
・ 誓約書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険法第78条の2第4項 及び 第115条の12第2項に該当していないか ※運営等基準を満たしていない、申請者が刑の執行や滞納処分等の対象である、過去に指定の取消し処分がなされてから5年を経過していない 等 	○
・ 介護支援専門員一覧及び資格証	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資格証の有効期間が切れていないか 	○
・ 暴力団に該当しない旨の誓約書		○

※提出書類は、吸収前の旧法人が既に提出済みで変更がない場合は省略可としています。また、吸収合併の前後で事業所が実質的に継続して運営されると認められるため、事業所が市へ行う手続きの簡素化や介護報酬上の実績の通算などの対応を行います。

地域密着型サービス事業者の指定について

■事業所の概要

1 事業種別	認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護 共用型認知症対応型通所介護、共用型介護予防認知症対応型通所介護
2 申請者	酒田市東町一丁目15番地の25 イデアルファーロ株式会社 代表取締役 齋藤 和哉
3 事業所名	グループホームあらた
4 所在地	酒田市東町一丁目15番地の25
5 指定予定日	令和8年4月1日（事業開始予定日：令和8年4月1日）
6 指定した場合の 指定有効期間満了日	令和14年3月31日
7 指定更新日	令和14年4月1日
8 定員等	（介護予防）認知症対応型共同生活介護 9人 共用型（介護予防）認知症対応型通所介護 3人
9 管理者	齋藤 緑
10 職員体制	介護従事者 9人（常勤5人、非常勤4人（うち1人兼務）） 計画作成担当者 1人（非常勤（管理者、介護従事者と兼務））
11 その他	特定非営利活動法人あらたで行うグループホーム事業をイデアルファーロ株式 会社に事業譲渡 サテライト事業所：グループホームひより

■指定に係る申請書及び提出（確認）書類

申請書及び提出書類	主な確認事項	適否
・ 指定申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者の名称、主たる事務所の所在地 ・ 代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ・ 指定を受けようとする事業所の種類 ・ 開始予定年月日 	○
・ 付表 (事業所の概要をまとめたもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所の名称、所在地 ・ 管理者の氏名、生年月日、住所、兼務状況 ・ 協力医療機関の名称 ・ 人員に関する基準（従業員の職種・員数、利用定員） ・ 設備に関する基準 	○
・ 登記事項証明書等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人として登記されているか 	○
・ 事業所の平面図、設備等一覧表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居室、居間、食堂、台所、浴室 ・ 消火設備や非常災害に際した備えがあるか 	○
・ 管理者の経歴書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3年以上認知症高齢者の介護に従事した上で厚生労働大臣が定める研修を修了しているか (認知症対応型サービス事業管理者研修) 	○
・ 運営規程	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規定すべき事項が定められているか 	○
・ 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人員基準を満たしているか 	○
・ 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担当者と連絡先が明確にされているか ・ 対応手順が整理されているか 	○
・ 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との連携体制及び支援体制の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の状態に応じ連携を行う体制が整っているか 	○
・ 誓約書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険法第78条の2第4項 及び 第115条の12第2項に該当していないか ※運営等基準を満たしていない、申請者が刑の執行や滞納処分等の対象である、過去に指定の取消し処分がなされてから5年を経過していない 等 	○
・ 介護支援専門員一覧及び資格証	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資格証の有効期間が切れていないか 	○
・ 暴力団に該当しない旨の誓約書		○

※提出書類は、吸収前の旧法人が既に提出済みで変更がない場合は省略可としています。また、吸収合併の前後で事業所が実質的に継続して運営されると認められるため、事業所が市へ行う手続きの簡素化や介護報酬上の実績の通算などの対応を行います。

地域密着型サービス事業者の指定について

■事業所の概要

1 事業種別	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
2 申請者	酒田市東町一丁目15番地の25 イデアルファロー株式会社 代表取締役 齋藤 和哉
3 事業所名	グループホームひより
4 所在地	酒田市京田二丁目69番7
5 指定予定日	令和8年4月1日（事業開始予定日：令和8年4月1日）
6 指定した場合の 指定有効期間満了日	令和14年3月31日
7 指定更新日	令和14年4月1日
8 定員等	9人
9 管理者	齋藤 緑
10 職員体制	介護従事者 9人（常勤3人、非常勤6人（うち1人兼務）） 計画作成担当者 1人（非常勤）
11 その他	特定非営利活動法人あらたで行うグループホーム事業をイデアルファロー株式会社に事業譲渡本体事業所：グループホームあらた

■指定に係る申請書及び提出（確認）書類

申請書及び提出書類	主な確認事項	適否
・ 指定申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者の名称、主たる事務所の所在地 ・ 代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ・ 指定を受けようとする事業所の種類 ・ 開始予定年月日 	○
<ul style="list-style-type: none"> ・ 付表 (事業所の概要をまとめたもの) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所の名称、所在地 ・ 管理者の氏名、生年月日、住所、兼務状況 ・ 協力医療機関の名称 ・ 人員に関する基準（従業員の職種・員数、利用定員） ・ 設備に関する基準 	○
・ 登記事項証明書等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人として登記されているか 	○
・ 事業所の平面図、設備等一覧表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居室、居間、食堂、台所、浴室 ・ 消火設備や非常災害に際した備えがあるか 	○
・ 管理者の経歴書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3年以上認知症高齢者の介護に従事した上で厚生労働大臣が定める研修を修了しているか (認知症対応型サービス事業管理者研修) 	○
・ 運営規程	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規定すべき事項が定められているか 	○
・ 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人員基準を満たしているか 	○
・ 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担当者と連絡先が明確にされているか ・ 対応手順が整理されているか 	○
・ 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との連携体制及び支援体制の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の状態に応じ連携を行う体制が整っているか 	○
・ 誓約書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険法第78条の2第4項 及び 第115条の12第2項に該当していないか ※運営等基準を満たしていない、申請者が刑の執行や滞納処分等の対象である、過去に指定の取消し処分がなされてから5年を経過していない 等 	○
・ 介護支援専門員一覧及び資格証	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資格証の有効期間が切れていないか 	○
・ 暴力団に該当しない旨の誓約書		○

※提出書類は、吸収前の旧法人が既に提出済みで変更がない場合は省略可としています。また、吸収合併の前後で事業所が実質的に継続して運営されると認められるため、事業所が市へ行う手続きの簡素化や介護報酬上の実績の通算などの対応を行います

地域密着型サービス事業者の指定更新について

■事業所の概要

1 事業種別	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
2 申請者	酒田市黒森字葎葉山54番10 社会福祉法人正覚会 理事長 池田 美千代
3 事業所名	グループホームライフケア黒森
4 所在地	酒田市黒森字葎葉山54番10
5 指定日	令和2年4月1日
6 指定有効期間満了日	令和8年3月31日
7 指定更新日	令和8年4月1日
8 定員等	9人
9 管理者	上林 淳
10 職員体制	介護従事者 8人（常勤6人（うち1人兼務）、非常勤2人） 計画作成担当者 1人（常勤（管理者、介護従事者と兼務））
11 その他	

■指定の更新に係る申請書及び提出（確認）書類

（介護保険法施行規則第131条の6の規定に基づき提出されたもの）

申請書及び提出書類	主な確認事項	適否
<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定更新申請書 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所の名称、所在地 ・ 法人の名称、主たる事務所の所在地 ・ 代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ・ 指定の有効期間満了日 	○
<ul style="list-style-type: none"> ・ 付表 (事業所の概要をまとめたもの) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理者の氏名、生年月日、住所、兼務状況 ・ 協力医療機関の名称 ・ 人員に関する基準 (従業員の職種・員数、利用定員) 	○
<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営規程 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規定すべき事項が定められているか 	○
<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人員基準を満たしているか 	○
<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担当者と連絡先が明確にされているか ・ 対応手順が整理されているか 	○
<ul style="list-style-type: none"> ・ 誓約書 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険法第78条の2第4項及び第115条の12第2項に該当していないか ※運営等基準を満たしていない、申請者が刑の執行や滞納処分等の対象である、過去に指定の取消し処分がなされてから5年を経過していない 等 	○
<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護支援専門員一覧及び資格証 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資格証の有効期間が切れていないか 	○
<ul style="list-style-type: none"> ・ 暴力団に該当しない旨の誓約書 		○

地域密着型サービス事業者の指定更新について

■事業所の概要

1 事業種別	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
2 申請者	酒田市黒森字葎葉山54番10 社会福祉法人正覚会 理事長 池田 美千代
3 事業所名	小規模特別養護老人ホームライフケア黒森
4 所在地	酒田市黒森字葎葉山54番10
5 指定日	令和2年4月1日
6 指定有効期間満了日	令和8年3月31日
7 指定更新日	令和8年4月1日
8 定員等	29人
9 管理者	村上 悦美
10 職員体制	医師 2人（非常勤） 生活相談員 1人（常勤） 介護職員 14人（常勤） 看護職員 2人（常勤） 機能訓練指導員 1人（非常勤） 介護支援専門員 1人（常勤） 栄養士 ※特別養護老人ホームライフケア黒森の管理栄養士が業務を行う。
11 その他	

■指定の更新に係る申請書及び提出（確認）書類

（介護保険法施行規則第131条の8の規定に基づき提出されたもの）

申請書及び提出書類	主な確認事項	適否
<ul style="list-style-type: none"> 指定更新申請書 	<ul style="list-style-type: none"> 事業所の名称、所在地 法人の名称、主たる事務所の所在地 代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 指定の有効期間満了日 	○
<ul style="list-style-type: none"> 付表 (事業所の概要をまとめたもの) 	<ul style="list-style-type: none"> 管理者の氏名、生年月日、住所、兼務状況 協力医療機関の名称 従業員の職種・員数 設備に関する基準（面積、定員） 	○
<ul style="list-style-type: none"> 運営規程 	<ul style="list-style-type: none"> 規定すべき事項が定められているか 	○
<ul style="list-style-type: none"> 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表 	<ul style="list-style-type: none"> 人員基準を満たしているか 	○
<ul style="list-style-type: none"> 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 	<ul style="list-style-type: none"> 担当者と連絡先が明確にされているか 対応手順が整理されているか 	○
<ul style="list-style-type: none"> 誓約書 	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険法第78条の2第4項及び第115条の12第2項に該当していないか ※運営等基準を満たしていない、申請者が刑の執行や滞納処分等の対象である、過去に指定の取消し処分がなされてから5年を経過していない 等 	○
<ul style="list-style-type: none"> 介護支援専門員一覧及び資格証 	<ul style="list-style-type: none"> 資格証の有効期間が切れていないか 	○
<ul style="list-style-type: none"> 暴力団に該当しない旨の誓約書 		○

介護予防支援事業者の指定について

介護保険法の改正により、令和 6 年 4 月 1 日から地域包括支援センターの設置者のほか、指定居宅介護支援事業者も指定を受けて、介護予防支援事業を実施できるようになりました。

介護予防支援事業所の指定にあたり、介護保険法 115 条の 22 第 4 項では「あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。」と定められています。今後、酒田市では、介護予防支援事業所の指定、指定更新を行う場合は、あらかじめ「地域密着型サービスの運営に関する委員会」でご意見をいただきたいと考えております。

既に指定をうけている事業所数

○地域包括支援センター設置者	10 事業所
○指定居宅介護支援事業者	8 事業所

■指定を受ける介護予防支援事業所

- 1 酒田市地域包括新センターほくぶ
- 2 在宅介護支援センターうらら

※上記 2 事業所については、医療法人宏友会で行う全事業を同一理事長である社会福祉法人本楯たちばな会へ事業譲渡するため、旧法人の事業所を廃止し、新法人で指定を行うもの。

介護予防支援事業者の指定について

■事業所の概要

1 事業種別	介護予防支援事業
2 申請者	酒田市豊原字大坪37番地 社会福祉法人本楯たちばな会 理事長 矢島 恭一
3 事業所名	酒田市地域包括支援センターほくぶ
4 所在地	酒田市本楯字地正面22番地の3
5 指定予定日	令和8年4月1日（事業開始予定日：令和8年4月1日）
6 指定した場合の 指定有効期間満了日	令和14年3月31日
7 指定更新日	令和14年4月1日
8 管理者	佐藤 涼子
9 職員体制	担当職員（保健師、介護支援専門員） 2人（常勤2人（うち1人兼務））
10 その他	医療法人宏友会で行う全事業を同一理事長である社会福祉法人本楯たちばな会へ事業譲渡

■指定に係る申請書及び提出（確認）書類

申請書及び提出書類	主な確認事項	適否
・ 指定申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者の名称、主たる事務所の所在地 ・ 代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ・ 指定を受けようとする事業所の種類 ・ 開始予定年月日 	○
<ul style="list-style-type: none"> ・ 付表 (事業所の概要をまとめたもの) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所の名称、所在地 ・ 管理者の氏名、生年月日、住所、兼務状況 ・ 地域包括支援センターの従業者との兼務 ・ 人員に関する基準（従業員の職種・員数） 	○
・ 登記事項証明書等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防支援事業について記載のあるか 	○
・ 事業所の平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談のためのスペース等はプライバシーが守られるよう配慮が必要 ・ 居宅介護支援事業の場合は、支障がなければ同一の事務室又は区画でも可 	○
・ 管理者の経歴書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅支援事業所の場合は、主任介護支援専門員か 	○
・ 運営規程	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規定すべき事項が定められているか 	○
・ 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人員基準を満たしているか 	○
・ 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担当者と連絡先が明確にされているか ・ 対応手順が整理されているか 	○
・ 関係市町村並びに他の保健医療・福祉サービスとの連携内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防支援事業について記載のあるもの 	○
・ 誓約書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第115条の22第2項に該当していないか ※運営等基準を満たしていない、申請者が刑の執行や滞納処分等の対象である、過去に指定の取消し処分がなされてから5年を経過していない 等 	○
・ 介護支援専門員一覧及び資格証	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資格証の有効期間が切れていないか 	○
・ 暴力団に該当しない旨の誓約書		○

※提出書類は、吸収前の旧法人が既に提出済みで変更がない場合は省略可としています。また、吸収合併の前後で事業所が実質的に継続して運営されると認められるため、事業所が市へ行う手続きの簡素化や介護報酬上の実績の通算などの対応を行います。

介護予防支援事業者の指定について

■事業所の概要

1 事業種別	介護予防支援事業
2 申請者	酒田市豊原字大坪37番地 社会福祉法人本楯たちばな会 理事長 矢島 恭一
3 事業所名	在宅介護支援センターうらら
4 所在地	酒田市上野曾根字上中割73番地
5 指定予定日	令和8年4月1日（事業開始予定日：令和8年4月1日）
6 指定した場合の 指定有効期間満了日	令和14年3月31日
7 指定更新日	令和14年4月1日
8 管理者	齋藤 夕子
9 職員体制	担当職員（介護支援専門員） 6人（常勤5人（うち1人兼務）、非常勤1人）
10 その他	医療法人宏友会で行う全事業を同一理事長である社会福祉法人本楯たちばな会へ事業譲渡

■指定に係る申請書及び提出（確認）書類

申請書及び提出書類	主な確認事項	適否
・ 指定申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者の名称、主たる事務所の所在地 ・ 代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ・ 指定を受けようとする事業所の種類 ・ 開始予定年月日 	○
<ul style="list-style-type: none"> ・ 付表 (事業所の概要をまとめたもの) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所の名称、所在地 ・ 管理者の氏名、生年月日、住所、兼務状況 ・ 地域包括支援センターの従業者との兼務 ・ 人員に関する基準（従業員の職種・員数） 	○
・ 登記事項証明書等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防支援事業について記載のあるか 	○
・ 事業所の平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談のためのスペース等はプライバシーが守られるよう配慮が必要 ・ 居宅介護支援事業の場合は、支障がなければ同一の事務室又は区画でも可 	○
・ 管理者の経歴書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅支援事業所の場合は、主任介護支援専門員か 	○
・ 運営規程	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規定すべき事項が定められているか 	○
・ 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人員基準を満たしているか 	○
・ 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担当者と連絡先が明確にされているか ・ 対応手順が整理されているか 	○
・ 関係市町村並びに他の保健医療・福祉サービスとの連携内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防支援事業について記載のあるもの 	○
・ 誓約書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第115条の22第2項に該当していないか ※運営等基準を満たしていない、申請者が刑の執行や滞納処分等の対象である、過去に指定の取消し処分がなされてから5年を経過していない 等 	○
・ 介護支援専門員一覧及び資格証	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資格証の有効期間が切れていないか 	○
・ 暴力団に該当しない旨の誓約書		○

※提出書類は、吸収前の旧法人が既に提出済みで変更がない場合は省略可としています。また、吸収合併の前後で事業所が実質的に継続して運営されると認められるため、事業所が市へ行う手続きの簡素化や介護報酬上の実績の通算などの対応を行います。

○酒田市地域密着型サービス等の運営に関する委員会設置要綱

平成18年4月1日

告示第161号

(設置)

第1条 この告示は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条の2第5項、第78条の2第7項、第78条の4第6項及び第115条の22第4項に規定する措置（介護予防に関する規定を含む。）を講じ、地域密着型サービス及び介護予防支援事業（以下「地域密着型サービス等」という。）の適正な運営を確保するため、酒田市地域密着型サービス等の運営に関する委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 運営委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域密着型サービス事業（地域密着型介護予防サービス事業を含む。以下この条において同じ。）を行う事業所の指定に関すること。
- (2) 地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準、地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準の設定に関すること。
- (3) 地域密着型介護サービス費の額の設定に関すること。
- (4) 介護予防支援事業者の指定に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、地域密着型サービス等の質の確保、運営評価及び適正な運営を確保する観点から市長が特に必要と認めた事項に関すること。

(委員)

第3条 運営委員会は、委員12人以内で構成し、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 介護サービス及び介護予防サービスの利用者、介護保険の被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者及び同条第2号に規定する第2号被保険者）
- (2) 介護サービス及び介護予防サービスの事業者、職能団体に属する者
- (3) 地域における保健・医療・福祉関係者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、介護及び地域ケアに関し識見を有する者

2 委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 運営委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

3 委員長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 運営委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、運営委員会の会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(委員の責務)

第6条 運営委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第7条 運営委員会の事務局は、健康福祉部に置く。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、運営委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月1日告示第530号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月21日告示第100号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年2月20日告示第 号)

この告示は、令和8年2月20日から施行する。

令和 8 年度に指定更新が予定される地域密着型サービス事業所について

	サービス種類	法人名	事業所名	事業所所在地	指定期間満了日	備考
1	小規模多機能型居宅介護	(福) さくら福祉会	多機能さくら東泉	東泉町 6-1-9	R8. 5. 31	
2	小規模多機能型居宅介護	(福) さくら福祉会	多機能さくら若浜	若浜町 19-26	R8. 6. 26	
3	小規模多機能型居宅介護	(福) さくら福祉会	多機能さくら亀ヶ崎	亀ヶ崎 5-4-11	R8. 8. 28	
4	認知症対応型共同生活介護	(福) 光風会	グループホームはまゆう	宮野浦 3-20-1	R8. 8. 28	
5	地域密着型通所介護	アースサポート(株)	アースサポート酒田	若原町 5-2	R8. 8. 31	
6	認知症対応型共同生活介護	(福) さくら福祉会	グループホーム亀ヶ崎	亀ヶ崎 4-1-14	R8. 12. 8	
7	認知症対応型共同生活介護	(福) さくら福祉会	グループホームみどり	砂越緑町 5-43	R9. 2. 26	
8	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	(福) 酒田福祉会	特別養護老人ホームグランパ・グランマ	新橋 3-1-1	R9. 3. 24	
9	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(株) 檜の木	コンフォート檜の木	こあら 2-4-6	R9. 3. 30	
10	認知症対応型共同生活介護	(福) 友和会	グループホームサン・シテイ	曙町 2-28-5	R9. 3. 30	
11	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	(福) 東平田福祉会	地域密着型特別養護老人ホームあずま	生石字奥山 155-1	R9. 3. 30	
12	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(株) 檜の木	訪問介護事業所 眺海	山寺字宅地 159	R9. 3. 31	
13	認知症対応型共同生活介護	庄内みどり農業協同組合	グループホーム結ぶ	熊手島字道の 下熊興屋 17-1	R9. 3. 31	

(参考) 令和 7 年度の地域密着型サービスの指定更新状況

	サービス種類	法人名	事業所名	事業所所在地	指定期間満了日	備考
1	地域密着型通所介護	前田自動車工業(有)	デイサービスこもれび	亀ヶ崎 5-7-53	R7. 4. 8	書面
2	小規模多機能型居宅介護	(福) さくら福祉会	多機能さくら住吉町	住吉町 3-32	R7. 6. 4	書面
3	地域密着型通所介護	(株) クレシェンド	ホームケアセンター縁	新潟市西区坂井砂山 2-10-4	R7. 7. 31	第 1 回協議
4	小規模多機能型居宅介護	(福) さくら福祉会	多機能さくら広野	広野字末広 105-5	R7. 8. 8	書面
5	認知症対応型通所介護(共用型)	NPO 法人あらた	グループホームあらた(共用型)	東町 1-15-25	R7. 8. 29	廃止
6	小規模多機能型居宅介護	(福) さくら福祉会	多機能さくら松山	宇西田 12-	R7. 10. 3	書面
7	認知症対応型共同生活介護	(医) 宏友会	認知症対応型グループホームほなみ	本楯字前田 127-2	R8. 3. 31	廃止予定
8	認知症対応型共同生活介護	NPO 法人あらた	グループホームあらた	東町 1-15-25	R8. 3. 31	廃止予定
9	認知症対応型共同生活介護	(福) 正覚会	グループホームライフケア黒森	黒森字葭葉山 54-10	R8. 3. 31	第 2 回協議予定
10	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	(福) 正覚会	小規模特別養護老人ホームライフケア黒森	黒森字葭葉山 54-10	R8. 3. 31	第 2 回協議予定

○ 地域密着型サービス事業者の集団指導の実施について

令和7年度の集団指導について、対面方式により以下の内容で実施しましたので報告します。

- (1) 開催日時 令和7年12月10日(水) 午後2時～3時30分
- (2) 場所 酒田市役所7階 703号室
- (3) 出席事業所 全事業所(46事業所)
- (4) 出席者 各事業所の管理者等 57名
- (5) 説明内容(主なもの)
 - ① 令和6年度介護報酬改定における主な改定事項について
 - ・高齢者虐待防止の取組について
 - ・業務継続計画(BCP)の策定について
 - ・高齢者施設等と医療機関の連携強化
 - ② 運営推進会議と外部評価について
 - ③ 地域密着型サービス事業所に係る研修について
 - ④ 事故報告について
 - ⑤ 電子申請届出システムについて
 - ⑥ ケアプランデータ連携システムについて